

2020年3月18日

Japan tax alert

EY税理士法人

2020年度シンガポール 予算案

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2020年2月18日、シンガポールの財務大臣は、財政年度2020(2020年4月1日から2021年3月31日まで)のシンガポール予算案(以下、「2020年度予算案」)を公表しました。

不透明な先行きと経済の停滞への対抗策として、2020年度予算案は、テクノロジー、イノベーション、企業のグローバル及びアジアのハブとしてのシンガポールの地位を強化することを目的とした、ビジネス面を重視した様々な税制改正及び措置が公表されました。

2020年度予算案における主な税制改正案につきましては、以下の通りとなります。

解説

シンガポール税制の競争力の強化

シンガポール税制の弾力性と競争力を強化するために、様々な税制上の優遇措置が延長、拡充、及び/又は強化されました。対象となる主な優遇税制・措置は、以下の通りとなります。

- ▶ 金融・財務センター(FTC)スキーム
- ▶ グローバルトレーダープログラム(GTP)
- ▶ 海事セクターインセンティブ(MSI)
- ▶ 預入証拠金の利子に対する源泉徴収税の免除
- ▶ 保険業、ベンチャーキャピタルファンド、ベンチャーキャピタルファンド管理会社に対する税務上の優遇措置

また、2020年度予算案では、既存の企業の事業拡大を支援するスキームの強化も提案されました。さらに、特にスタートアップ企業及び中小企業の支援を目的とした、多くの新しいスキームとパイロットプログラムも導入されました。様々なスキームの導入により、資金面での優遇の享受、及びデジタル分野における市場の開拓が可能となりました。

普通株式の譲渡益に対する免税措置

一般的に、シンガポールにおいては、キャピタルゲインに対して課税が行われませんが、課税の有無を検討するにあたり、当該キャピタルゲインが収益的な性質を有するものか、資本的な性質を有するものかを最初に検討する必要があります。この判定は、個々の取引における事実関係及び状況等を考慮し、総合的な判断を基に行われるため、必ずしも簡単なものではなく、不確実性を伴います。これに対し、再編を検討する企業に対して、事前段階において、税務上のポジションの確実性を確保することを目的として、一定の要件を充足する普通株式の譲渡により生じたキャピタルゲインを免税とする措置が2027年12月31日まで延長されました。一方、不動産関連事業に対する税務処理との整合性を確保するため、当該免税措置は、シンガポール国内及び国外に所在する不動産の売買、保有又は開発事業を行っている非上場法人の株式の譲渡に対しては適用されません。

企業の事業活性化のための臨時措置

2020年度予算において、企業を資金面から支援するいくつかの臨時措置が提案されました。主な臨時措置につきましては、以下の通りとなります。

- ▶ 賦課年度(Year of assessment(以下、「YA」))2020については、15,000シンガポールドル(10,700米ドル)を上限として法人税の25%が減免されます。
- ▶ 法人税の繰戻還付制度が拡充され、YA 2020において一定の要件を充足する場合には、100,000シンガポールドル(71,400米ドル)を上限として、直近3事業年度(現行は1事業年度)にわたり、法人税の繰戻還付の適用が可能となりました。
- ▶ YA 2021中に取得する機械設備に対する税務上の減価償却(キャピタルアローアンス)の償却期間を2年とする選択が可能となりました。これによりYA 2021において取得額の75%、YA 2022において残りの25%の早期償却が可能となりました。
- ▶ YA2021中に改修及び改装のために発生した適格支出を有する場合、税務上の償却期間について現在の3事業年度ではなく、1事業年度において即時償却を行う選択が可能となりました。上記の適格支出の上限は、30万シンガポールドル(214,200米ドル)となります。

